

【県内中小企業者等向け】賃上げ支援関連事業について

本年度の茨城県最低賃金は、時間額 1,136 円（引上げ額：62 円）に改正され、令和 8 年 10 月 18 日から効力を発することとなりました。

茨城県では、賃上げと生産性向上に取り組む事業者を支援する「賃上げ支援関連事業（①いばらき賃上げ支援金、②いばらき業務改善奨励金）」の申込受付を開始しております。

<概要>

①いばらき賃上げ支援金

令和 8 年度の最低賃金改正において、労働者の賃金を上げた中小企業等を支援します。

②いばらき業務改善奨励金

事業場内最低賃金を引上げ、生産性向上のための設備投資等を行う中小企業等を支援します。

事業詳細は、特設サイトをご確認ください。

申込期限は、令和 9 年 1 月 29 日（金）まで。

問 いばらき賃上げ支援事務局 ☎029-224-6332

（平日 9：00～17：00 ※土日祝日・年末年始を除く）

